

第2章

朝霞市の現状と取組

- 1 朝霞市の現状
- 2 現在までの取組

1 朝霞市の現状

(1) 人口・世帯の状況

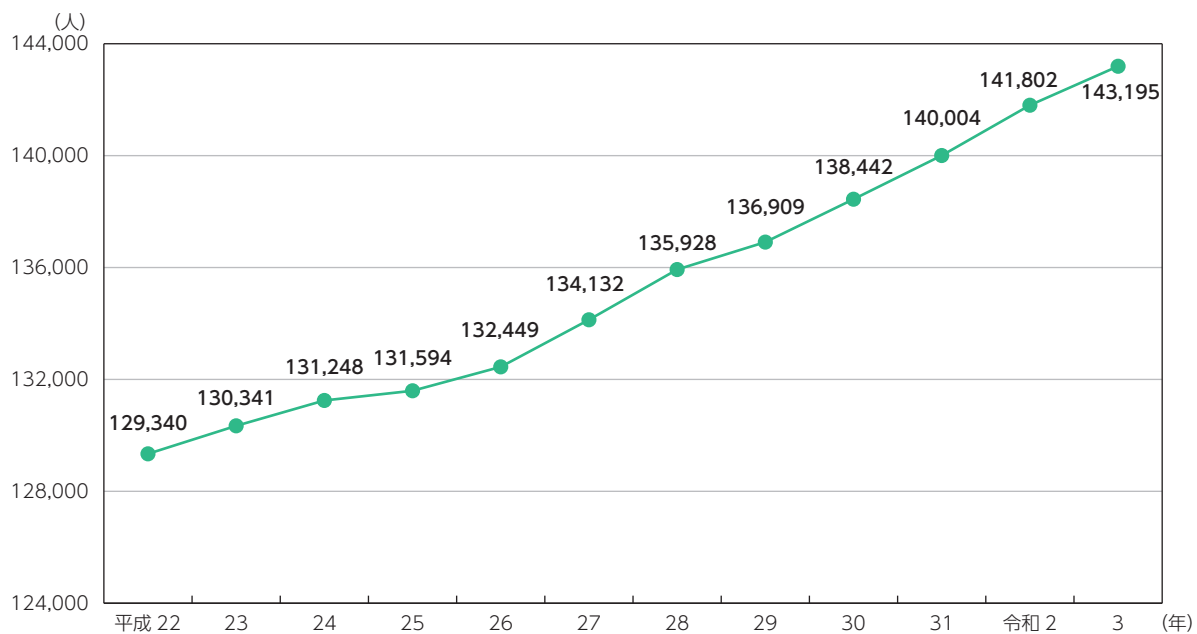
- ・本市の人口は右肩上がりで増加しており、社会増減はほぼ毎年転入超過となっている。
- ・本市の平均年齢は42.9歳で、県内で3番目に若い都市である(令和2(2020)年1月1日現在)。
- ・子どものいる世帯は、6歳未満の子がいる世帯は約1割、18歳未満の子がいる世帯は約4分の1を占めている。また、子どもがいる世帯のうち9割以上は核家族世帯となっている。

① 人口の状況

本市の人口は、平成22(2010)年以降増加を続け、令和3(2021)年1月1日現在で143,195人となっています。

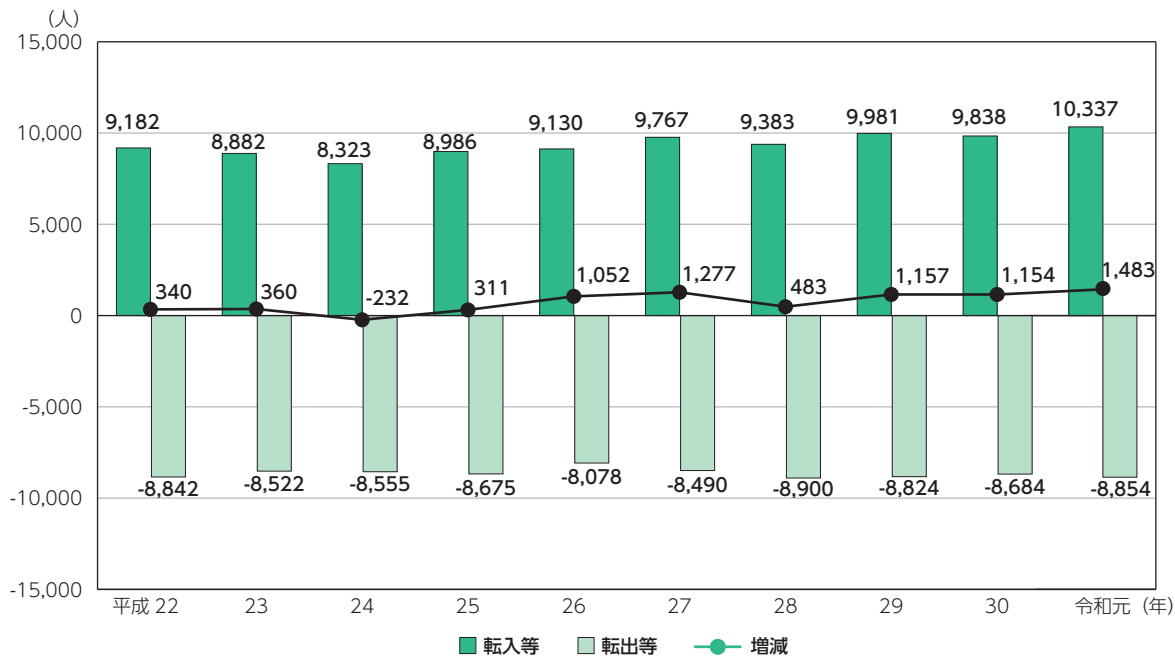
平成22(2010)年からの10年間は、転入は約8,000人から約10,000人の間で推移し、転出は8,000人から9,000人前後の間で推移しており、平成24(2012)年を除くすべての年で転入超過(転入数が転出数を上回ること)となっています。

図表 人口の推移



資料：統計あさか(各年1月1日現在)

図表 転出入及び社会増減の推移



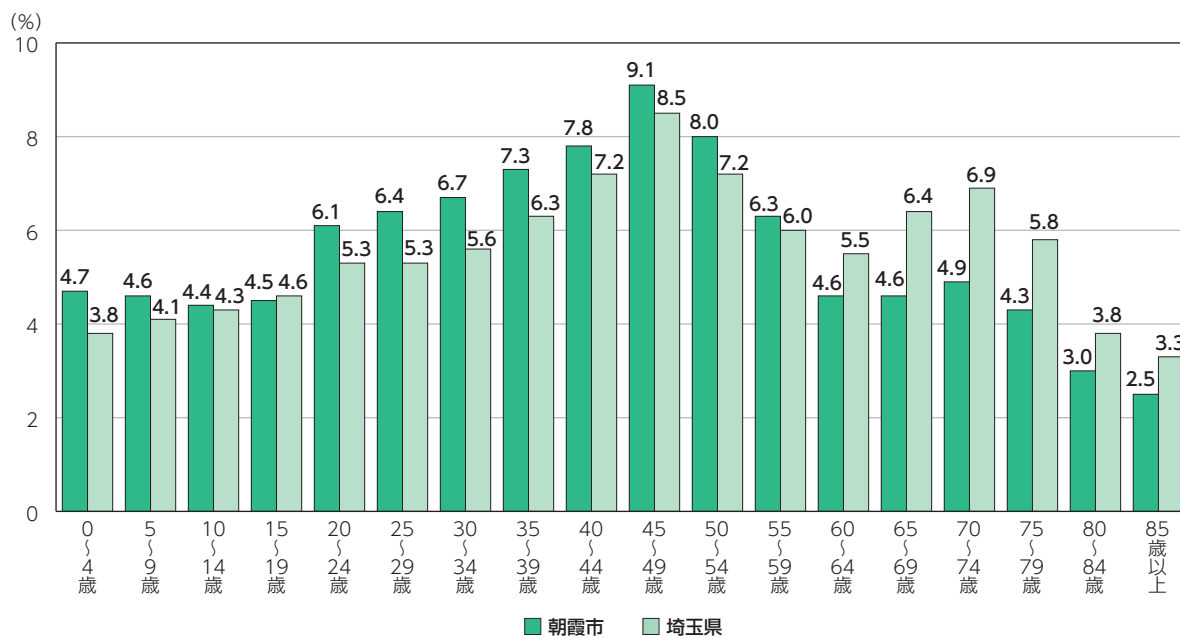
資料：統計あさか

年齢階級別人口の割合を埼玉県と比較すると、0～59歳まではほとんどの年齢階級で本市の方が高くなっており、反対に60歳以降の年齢階級では埼玉県の方が高くなっています。このことから、本市は県内でも若い世代が多い都市であることがうかがえます。

なお、令和2（2020）年1月1日現在の平均年齢は、埼玉県は46.3歳、本市は42.9歳で県内市町村の中で3番目に若い年齢となっています。

（資料：埼玉県町（丁）字別人口調査）

図表 年齢階級別人口割合

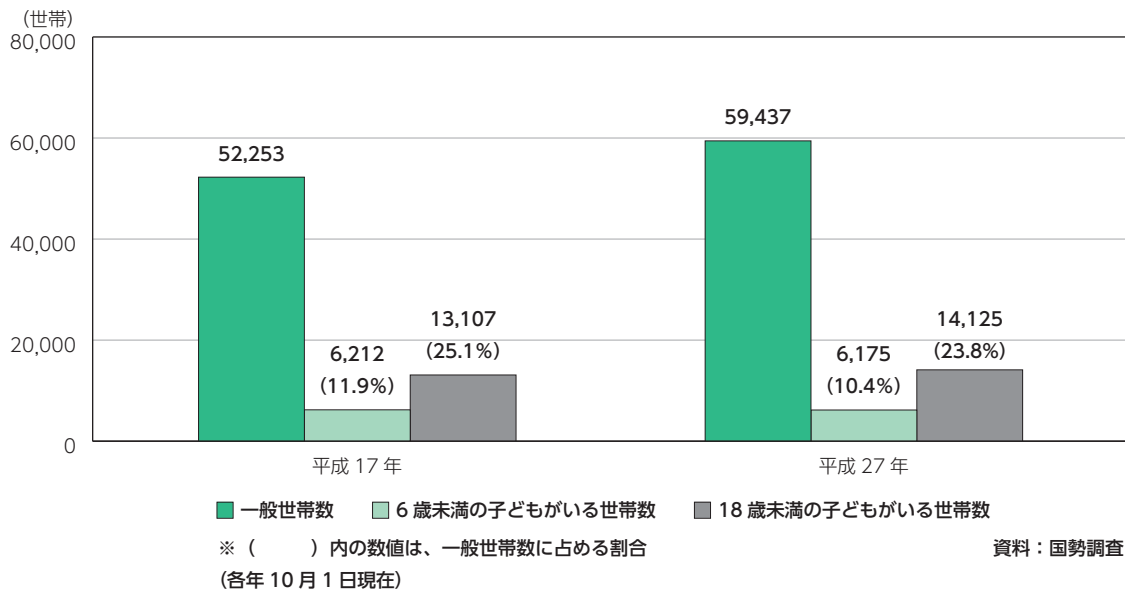


資料：統計あさか、埼玉県町（丁）字別人口調査（令和2年1月1日現在）

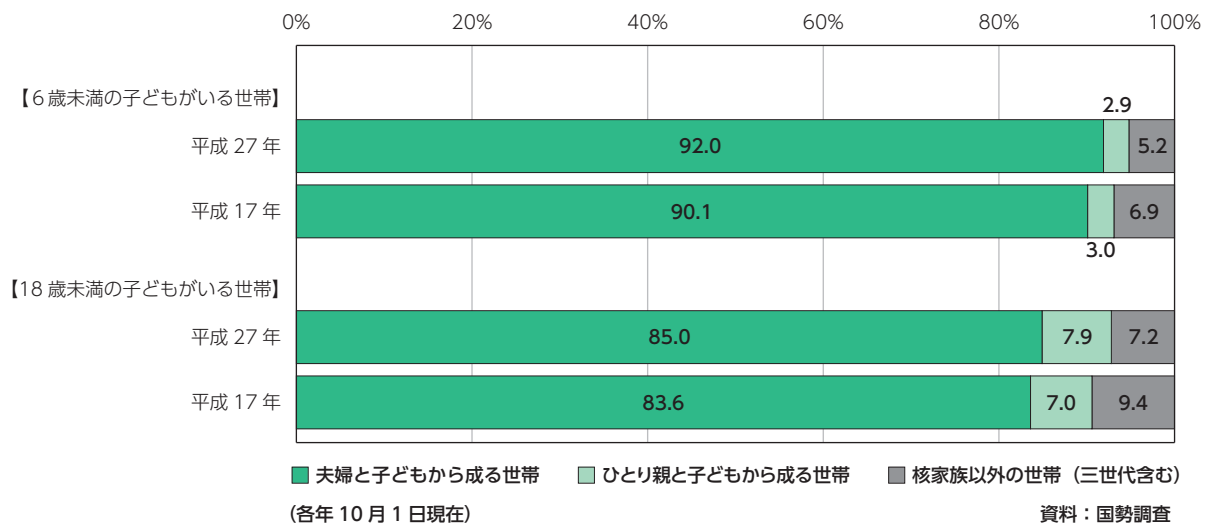
② 世帯の状況

平成 27（2015）年の本市の一般世帯数は 59,437 世帯で、平成 17（2005）年からの 10 年間で 13.7%増加しています。子どものいる世帯は、6 歳未満の子がいる世帯は 10.4%、18 歳未満の子がいる世帯は 23.8%で、いずれも平成 17（2005）年よりも割合が低くなっています。子どもがいる世帯の家族類型をみると、6 歳未満の子がいる世帯では夫婦と子どもから成る世帯が 92.0%、18 歳未満の子がいる世帯では夫婦と子どもから成る世帯が 85.0%で最も多く、ひとり親と子どもから成る世帯と合わせた核家族世帯の割合はともに 9 割以上となっています。

図表 一般世帯数と子ども（6 歳未満の子・18 歳未満の子）がいる世帯の推移



図表 子どもがいる世帯の家族類型（6 歳未満の子・18 歳未満の子）



(2) 結婚・出産・子育てをとりまく状況

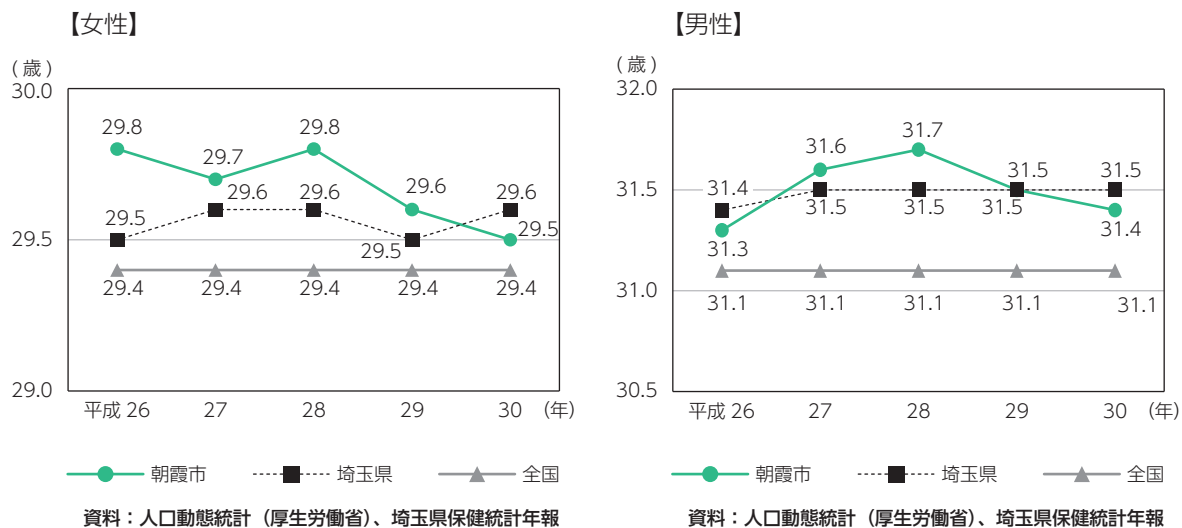
- ・平均初婚年齢は、男女ともに埼玉県、国より高めの傾向が続いていたが、平成30（2018）年については埼玉県よりも低くなっている。
- ・合計特殊出生率*は、埼玉県、国を上回っている。
- ・待機児童を解消するため、保育所の整備に取り組んでいる。
- ・市内の事業所における育児休業制度の活用状況は、男女ともに活用する事業所の割合が減少している。
- ・1週間の過ごし方にみる男女の傾向をみると、収入に直接つながらない家事・育児・介護等の役割は女性への偏りが大きく、収入を得る役割は男性への偏りが大きい状況が明確となっている。

① 結婚をとりまく状況

本市の女性の平均初婚年齢は、平成26（2014）年から平成28（2016）年まではほぼ横ばい状況でしたが、平成29（2017）年に29.6歳、平成30（2018）年には29.5歳と、ここ数年は徐々に低くなっています。男性の平均初婚年齢は、平成26（2014）年以降平成28（2016）年までは概ね右上がり推移していましたが、平成29（2017）年、平成30（2018）年にかけて徐々に低くなっています。

埼玉県や国と比較すると、女性、男性ともに平成29（2017）年までは埼玉県、国の平均初婚年齢を上回るか同等程度でしたが、平成30（2018）年には国を上回っているものの、埼玉県よりは低くなっています。

図表 平均初婚年齢の推移



* 合計特殊出生率…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした割合の平均の子どもの数のこと。

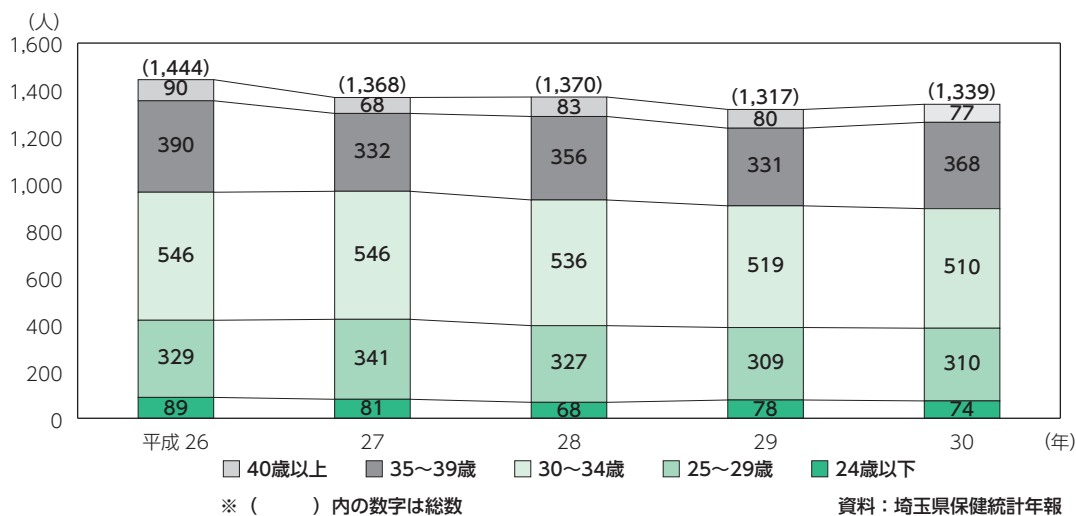
② 出産・子育て、家庭をとりまく状況

出産について、母親の年齢別出生数は平成26(2014)年から平成30(2018)年まで、どの年も30～34歳が最も多く、全体の4割近くを占めています。出生数の合計は、平成26(2014)年から平成27(2015)年にかけてやや減少しますが、平成27(2015)年から平成30(2018)年までは1,300人台とほぼ同程度で推移しています。

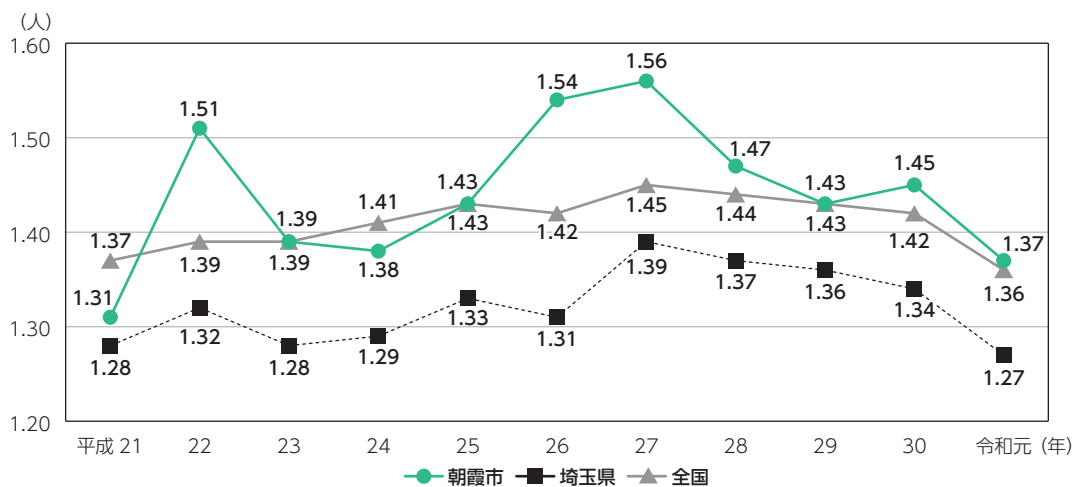
合計特殊出生率*については、本市は平成26(2014)年以降はほぼ毎年、県や国よりも高くなっています。近年最も合計特殊出生率が高かったのは平成27(2015)年の1.56で、その後やや低くなって令和元(2019)年は1.37となっています。

また、出産・子育てをとりまく状況では、子育てへの不安やストレスが原因となる産後うつも深刻な問題となっています。国立成育医療研究センターの調査によると、平成27(2015)～28(2016)年にかけて死亡した妊産婦の死因のうち、自殺が最も多くなっていました。妊産婦の不安感や悩みや出産・子育ての負担を軽減するような支援が必要といえます。

図表 母親年齢別出生数の推移



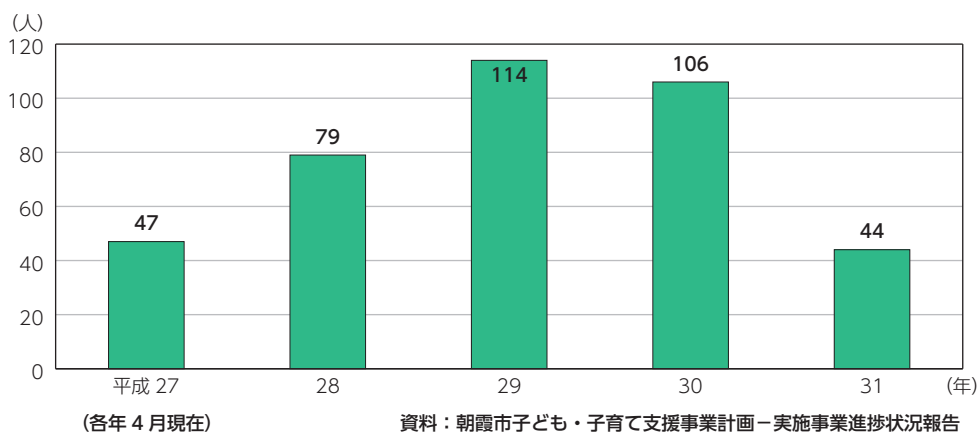
図表 合計特殊出生率の推移



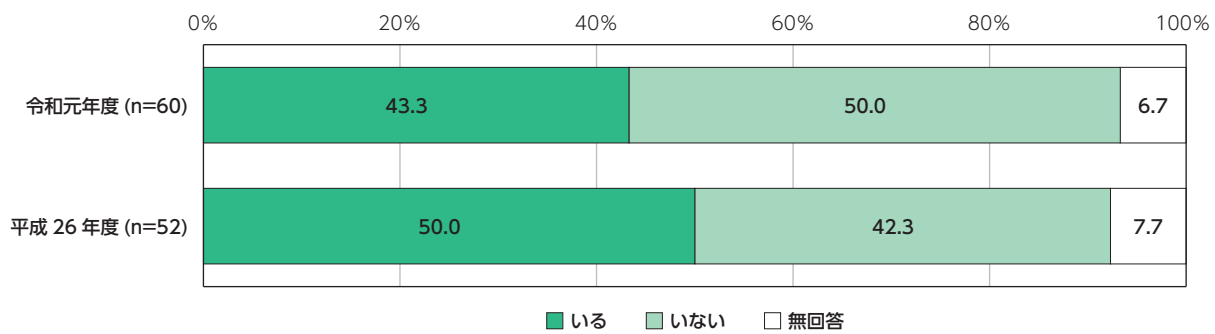
待機児童数は、近年では平成 29（2017）年が 114 人と最も多く、直近の平成 31（2019）年は 44 人となっています。ただし、保育の全体定員は平成 28（2016）年 4 月現在で 2,610 人、平成 31（2019）年 4 月現在で 3,645 人と、3 年間で 1,035 人増加しています。保育の供給体制の整備を需要の増加が追い越している状況が見受けられます。

また、「朝霞市男女平等に関する事業所アンケート」から市内事業所の育児休業制度の活用状況を見ると、育児休業制度を活用している従業員は 50.0%（平成 26（2014）年度）から 43.3%（令和元（2019）年度）へと減少、育児休業制度を活用している従業員の性別については、男女ともに活用している事業所は 34.6%（平成 26（2014）年度）から 23.1%（令和元（2019）年度）に減少しています。

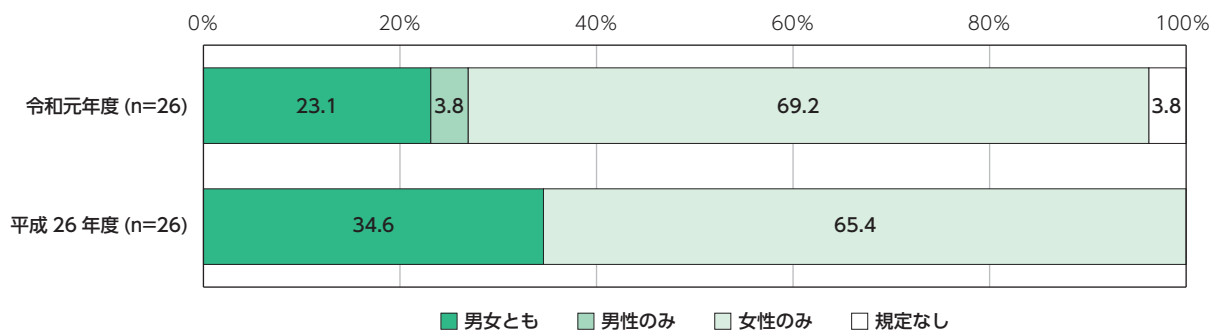
図表 待機児童数の推移



図表 育児休業制度を活用している従業員



図表 育児休業制度を活用している従業員の性別

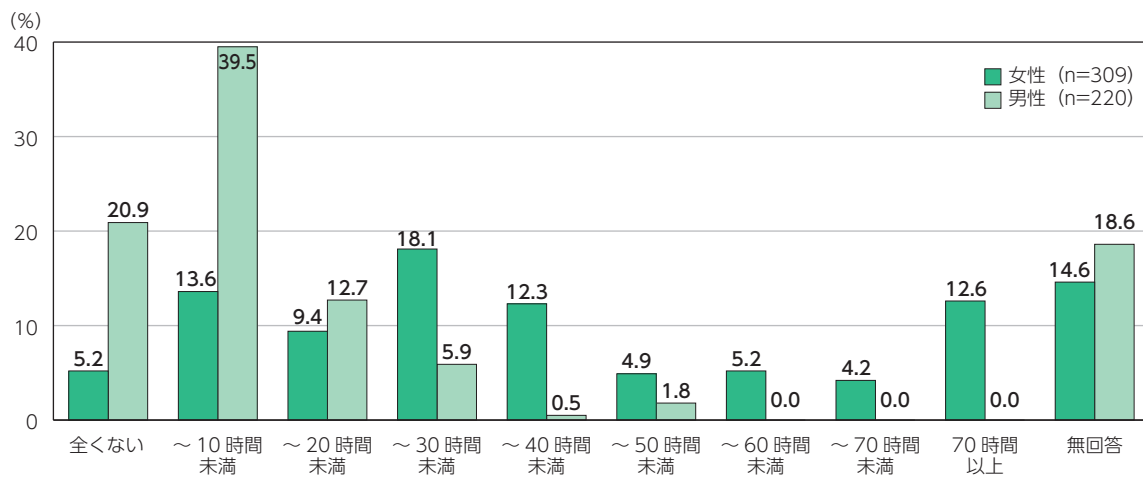


「朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書」から、1週間の過ごし方について、男女の傾向に大きな違いがみられる「収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等）」と「収入を得るための労働時間」についてみていきます。

「収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等）」については、女性は20時間以上（「～30時間未満」以上の合計）が6割近くであるのに対して、男性は「全くない」と「～10時間未満」の合計がほぼ6割となっています。

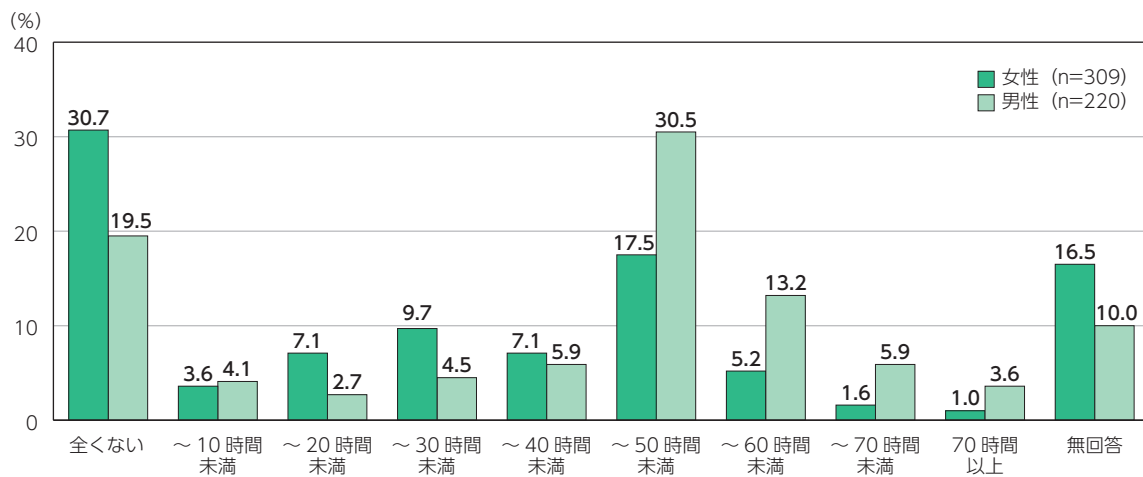
「収入を得るための労働時間」について、女性は「全くない」が30.7%で最も多くなっていますが、男性は「40時間以上50時間未満」が30.5%で最も多くなっています。また、40時間以上（「～50時間未満」以上の合計）は、男性では53.2%と半数以上を占めているのに対して、女性では25.3%にとどまっています。

図表 1週間の過ごし方（収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等））



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

図表 1週間の過ごし方（収入を得るための労働時間）



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

(3) 就労及び市内事業所に関わる状況

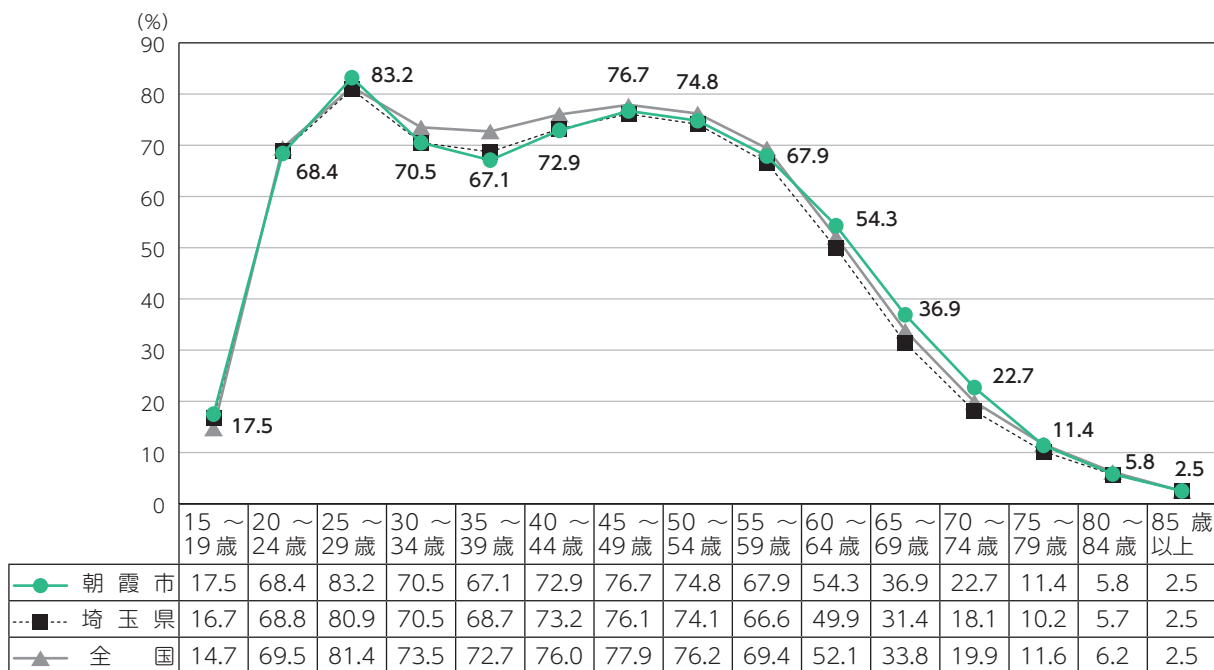
- ・女性の労働力率*は30歳代で低くなり、本市は埼玉県や全国よりもその割合がより低い傾向がみられる。
- ・市内事業所の女性の従業員に占める非正規雇用の割合は減少傾向にあるが、依然として男性よりもその割合は高い。
- ・管理職に占める女性の割合は徐々に増加する傾向がみられるものの、令和元年度時点で2割以下にとどまっている。

① 女性の労働力率

本市の平成27(2015)年の女性の年齢階級別労働力率をみると、25～29歳が83.2%と最も高い割合となっており、30～34歳では70.5%、35～39歳では67.1%と、30歳代の労働力率が低い傾向がみられます。

埼玉県、全国も同様に35～39歳は前後の年齢階級と比べて労働力率が低くなっていますが、本市は埼玉県や全国の労働力率よりも低くなっています。

図表 女性の年齢階級別労働力率



資料：平成27年国勢調査（内閣府）

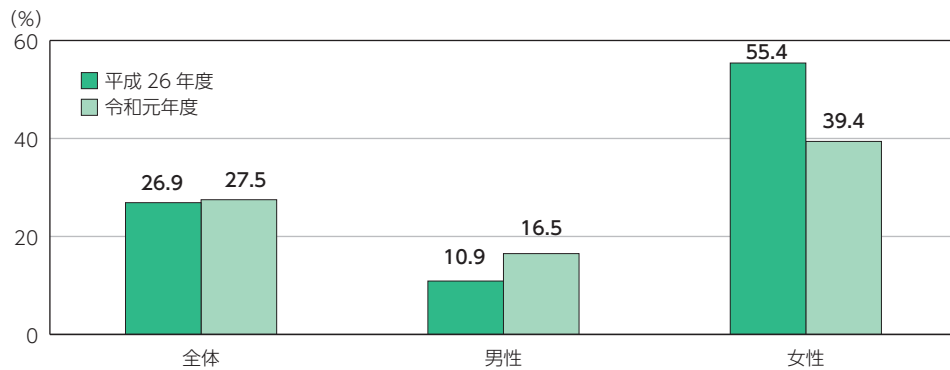
※グラフ内の数値は朝霞市女性の年齢階級別労働力率
(平成27年10月1日現在)

*労働力率…15歳以上人口に占める労働力人口の割合。

② 非正規雇用の割合

市内事業所における非正規雇用の割合について、全従業員に占める割合は平成 26（2014）年度は 26.9%、令和元（2019）年度は 27.5%とほとんど同程度となっています。一方、男性従業員に占める非正規雇用の割合は 10.9%（平成 26（2014）年度）から 16.5%（令和元（2019）年度）と増加しています。女性従業員に占める非正規雇用の割合は 55.4%（平成 26（2014）年度）から 39.4%（令和元（2019）年度）と減少しています。女性従業員に占める非正規雇用の割合は減少しているものの、いまだ男性従業員との間に 22.9 ポイントの隔たりがあります。

図表 全従業員に占めるパート・アルバイトの割合



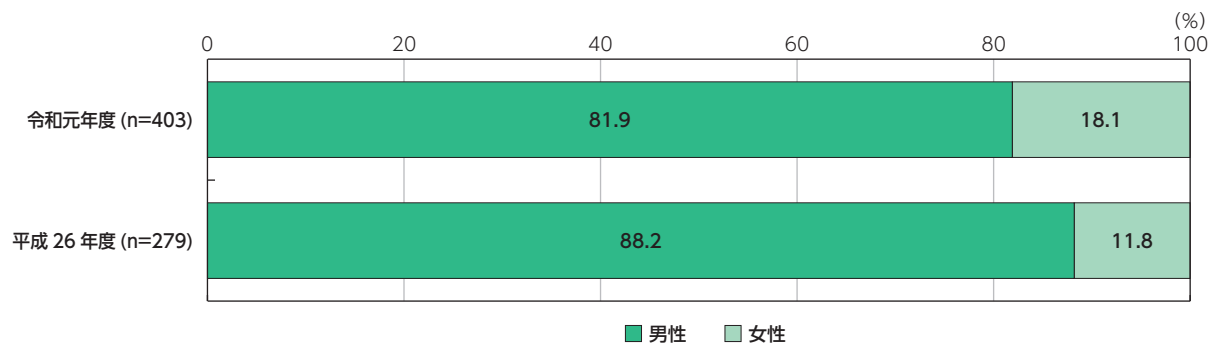
※平成 26 年度のサンプル数は、男性 =1,674、女性 =944
令和元年度のサンプル数は、男性 =2,109、女性 =1,940

資料：令和元年朝霞市男女平等に関する事業所アンケート調査

③ 管理職の男女比

市内事業所における管理職の男女比について、平成 26（2014）年度は男性の割合が 88.2%、女性の割合が 11.8%でしたが、令和元（2019）年度は男性が 81.9%、女性が 18.1%と、女性の管理職の割合が増加しています。

図表 管理職の男女比



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する事業所アンケート調査

(4) 政策・方針の立案及び決定過程や地域団体への参画状況

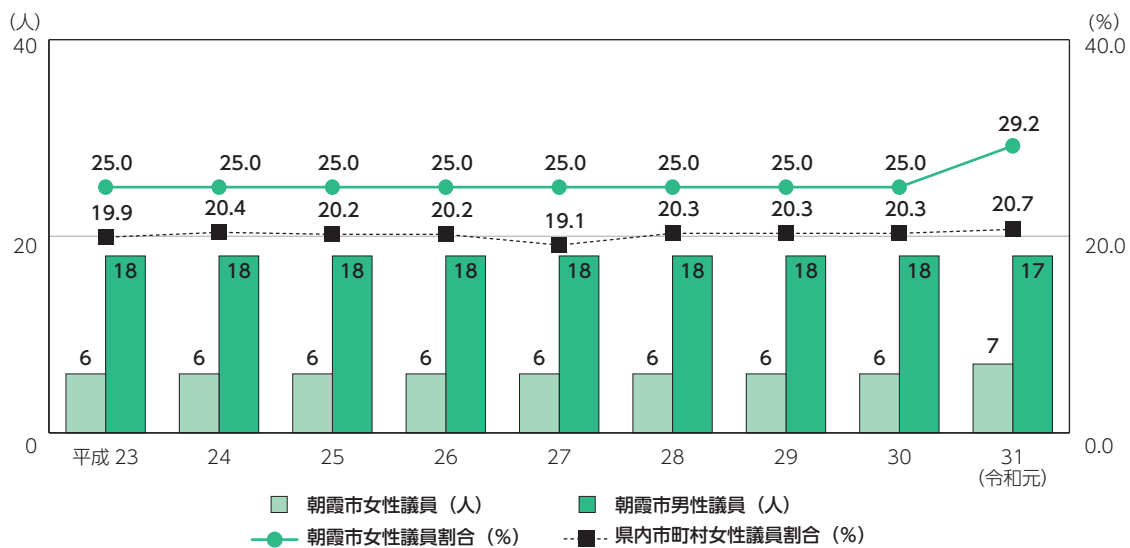
- ・本市における市議会議員、審議会等委員、町内会長・自治会長などに占める女性の割合は県内市町村の中では常に高くなっている。
- ・平成23(2011)年から平成26(2014)年の状況と比較すると、近年は女性の割合の低下傾向がみられる。

① 市議会における議員の状況

県内市町村の議員に占める女性の割合は、平成23(2011)年以降20%前後で推移しており、ほぼ横ばい状況となっています。本市の市議会議員に占める女性の割合は県内市町村と比較すると、常に高い割合で推移しています。

本市の市議会における女性の参画状況の推移をみると、平成23(2011)年から平成30(2018)年にかけては25.0%で続いていましたが、令和元(2019)年には29.2%に上昇しました。

図表 市議会全体に占める女性議員の割合



(朝霞市：各年12月現在、県内市町村：各年4月現在)

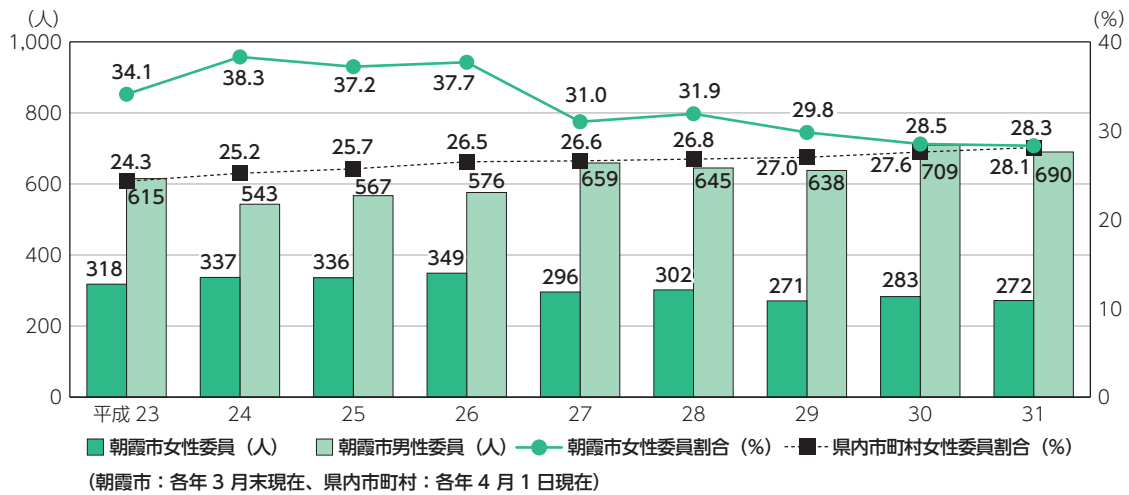
資料：男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)
朝霞市男女平等推進年次報告書

② 審議会等委員の状況

県内市町村における審議会等に占める女性の割合は、平成23(2011)年以降おおむね24～28%で推移しており、ゆるやかに上昇しつつも30%を下回っています。本市の審議会等委員に占める女性の割合は県内市町村と比較すると、常に高い割合で推移しています。

本市の審議会等における女性の参画状況の推移をみると、平成23(2011)年から平成28(2016)年にかけては30%を上回る比較的高い割合で推移していますが、平成29(2017)年以降は30%を下回る割合が続いています。

図表 審議会等委員に占める女性の割合



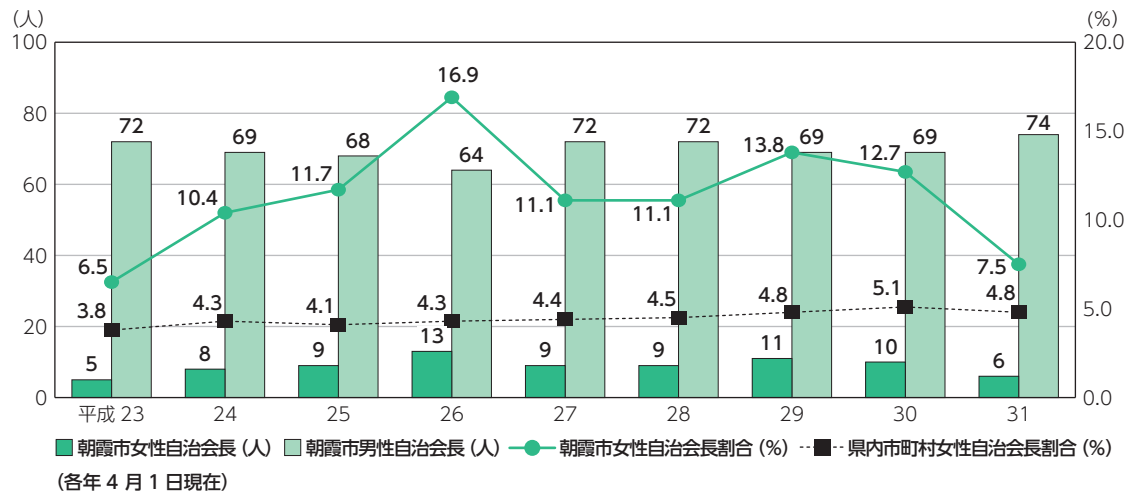
(朝霞市：各年3月末現在、県内市町村：各年4月1日現在)

資料：男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）
朝霞市男女平等推進年次報告書

③ 町内会長・自治会長の状況

県内市町村の町内会長・自治会長に占める女性の割合は、4%前後から5%前後で推移しています。本市の町内会長・自治会長に占める女性の割合は平成24(2012)年から平成30(2018)年までは10%以上の割合で推移しており、常に県内市町村を上回っていましたが、平成31(2019)年は7.5%まで減少しています。

図表 町内会長・自治会長に占める女性の割合



(各年4月1日現在)

資料：男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）

2 現在までの取組

朝霞市女性行動計画〔計画期間:平成9(1997)年度～平成17(2005)年度〕

基本目標1 男女共同参画を支える意識づくりをめざして

「あさか女と男^{ひと}セミナー^{ひと}」*の開催、男女平等推進情報「そよかぜ」*の発行など、幅広い年齢層を対象に男女共同参画を支える意識づくりを進めてきた結果、性別役割分業について「反対」する割合が上昇するなど、前進がみられました。

基本目標2 多様なライフスタイルにあった環境づくりをめざして

子育て、介護サービスの充実、家庭や地域社会活動へ男女が参画しやすい環境づくりを進めた結果、子育てや介護の負担を軽減し、地域社会活動へ仕事をもつ男女や子育て中の女性などの参加が促進され、地域活動のリーダーとして活躍する人材も育成されました。

基本目標3 生涯にわたる健康づくりと福祉をめざして

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」についての情報提供、「女性総合相談」*の開設、「女性総合相談庁内連絡会」の設置、高齢者への福祉サービスや学習機会の提供などにより、女性の健康づくりの推進、女性が抱える問題解決のための体制の充実、介護に対する負担軽減などが進みました。

※「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」については、本計画では「性と生殖に関する健康と権利*」と表記しています。

基本目標4 男女共同参画社会*の実現をめざして

各種審議会等への女性登用、市女性職員の意識啓発や情報提供、職員研修を推進した結果、政策・方針決定への女性の参画が進みました。また、「朝霞市男女平等推進条例^{ひと}」*の制定、「男女共同参画社会^{ひと}づくり推進委員会^{ひと}」「あさか女と男^{ひと}プラン推進委員会」「男女平等推進審議会^{ひと}」*の設置など、男女共同参画、男女平等の推進体制が充実しました。

*あさか女と男^{ひと}セミナー^{ひと}…男女平等に関する情報の提供や、学びを通じて男女平等を推進し、地域の人材育成につなげることを目的に実施する連続セミナーのこと。セミナーは、「あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員」と協働で実施している。

*男女平等推進情報「そよかぜ」…男女が平等となる社会像の提案や男女平等推進の情報として、「そよかぜ企画・編集協力員」と協働で企画・編集し、広報あさか等で広く情報提供しているもの。

*女性総合相談…本市が行っている相談で、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談。

朝霞市男女平等推進行動計画*（第1次） 〔計画期間：平成18（2006）年度～平成27（2015）年度〕

基本目標1 男女平等を進めるための積極的な情報提供

男女平等について市民一人一人の理解が深まるよう、広報あさかや市公式ホームページ、リーフレットやパネル展など様々な取組により情報提供を積極的に行い、市民の関心や理解が徐々に進んできています。

基本目標2 男女平等を進める教育・学習体系の確立

性別による固定的な役割分業意識*やそれに基づく社会慣行に、市民一人一人が気づき改善する力を養えるように、男女平等を進めるための、生涯にわたる教育・学習体系の確立をめざして、家庭・地域・学校でそれぞれ学習を推進するとともに、学習活動を支援する人材の育成に取り組み、市民との協働が広がってきています。

基本目標3 性の尊重と異性間の暴力の根絶

若い世代を中心に「性と生殖に関する健康と権利*」について周知を図るとともに、性を尊重し異性間の暴力が根絶した社会をめざして、人権教育や相談体制の充実、暴力の発生を防ぐ環境づくりにも取り組み、市民の認識は深まってきましたが、今後も重要な課題となっています。

基本目標4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画を積極的に推進するとともに、地域・職場での意思決定過程への男女共同参画を促進してきましたが、明確な変化までは認められず、今後も地道な取組が求められています。

基本目標5 男女の自己実現支援

市民一人一人が多様なライフコースを選択し、その個性と能力を発揮し自己実現を図れるように支援を進めてきたことにより、地域活動への参加状況、女性の働き方、男性の育児休業に関する考えなどについて変化がみられてきています。

第2次朝霞市男女平等推進行動計画*〔計画期間:平成 28(2016) 年度～令和 7(2025) 年度〕 (前期計画期間:平成 28(2016) 年度～令和 2(2020) 年度)

施策目標 1 男女平等の意識の浸透

広報あさかや市公式ホームページ、リーフレット等による男女平等に関する積極的な情報提供や、マタニティ教室への男性の参加促進などを通じて、市民への男女平等意識の定着や性別による固定的役割分業意識*の解消が徐々に進んできています。

施策目標 2 自己実現へ向けた学習機会の充実

総合的な相談事業を通じて、市民一人一人が自分らしく自立した生活を送れるような支援を継続しています。また、生涯学習をはじめとする様々な学習機会の提供や起業支援等の推進により、市民が多様なライフコースを選択し、その個性と能力を発揮し自己実現を図れるような機会を提供しています。

施策目標 3 性と生殖に関する健康と権利の尊重

若い世代を中心に「性と生殖に関する健康と権利*」について教育の機会の充実を図るとともに、全世代の市民に対して性感染症や薬物乱用対策を推進しています。また、年齢に応じた健診や健康教育、健康相談等による健康づくり支援を推進し、妊産婦に対しては安全な妊娠・出産のために、妊娠初期から出産後に至るまでの健康管理を支援しています。

施策目標 4 異性間の暴力の根絶（第2次朝霞市DV防止基本計画）

幅広い世代に対する人権教育の推進や若い世代へのデートDV*防止に関する啓発を中心に、異性間の暴力が犯罪であるという認識を周知し、関係機関と連携して被害者等への相談、保護、自立支援を推進しています。市民のDV*に関する認識は深まっていますが、DV被害は根絶されていないことから、引き続きDV防止に向けての取組を推進します。

施策目標 5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

市の審議会等への女性の委員登用や、地域・職場での意思決定過程への男女共同参画の促進を通じて、女性の管理職の増加等がみられるようになりましたが、意思決定過程による社会や男性の偏重の解消には至っていません。今後も地道な取組が求められています。

施策目標 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に家庭・地域活動・仕事に参画できるよう、子育て環境の整備や市民活動を支援する取組を推進してきました。また、平成 29(2017) 年には「女性活躍推進法*に基づく朝霞市推進計画」を策定し、市内の働く（働こうとしている）女性がさらに活躍できるような環境を整備する取組を進めています。

